

津山圏域衛生処理組合個人情報保護条例

平成19年2月6日

津山圏域衛生処理組合条例第2号

(目的)

第1条 この条例は、個人情報の適正な取扱の確保に関し必要な事項を定めるとともに、津山圏域衛生処理組合が保有する個人情報の開示、訂正等を請求する権利を保障することにより、個人の権利利益の保護を図り、もって公平で信頼されるし尿処理行政の実現に寄与することを目的とする。

(準用)

第2条 津山圏域衛生処理組合の個人情報の取扱、開示等の方法等については、津山市個人情報保護条例(平成15年津山市条例第2号。)第2条から第25条まで、第31条、第32条及び第34条の規定を準用する。

付 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。